

## 冬季及び春季休業期間等における諸注意

冬季及び春季休業を控え、くれぐれも事故等に巻き込まれたり、また起こしたりすることのないよう十分に気をつけるとともに、本学学生としての自覚と責任ある行動を心がけ、下記のことに留意して活動してください。

### 記

#### 1 インフルエンザ等の感染拡大防止等について

冬季は特に新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症の感染拡大が懸念される季節です。学内、学外にかかわらず、基本的な防疫対策を徹底するとともに、引き続き日々の体調管理に努めてください。

#### 2 課外活動等について

- ・学外での課外活動に際しては、事前に「学外活動届」を提出してください。
- ・休業期間や3・4学期において、集中講義、実習、補講等が実施される場合があります。その場合は課外活動等よりも学業が優先されることに留意し、履修学生に配慮してください。
- ・活動が活発になると事故等も増加傾向となりがちです。事故や事件に巻き込まれることがないように、十分に注意してください。事故を未然に防ぐためにも、事前に計画を立て、入念な準備を行うよう心がけてください。
- ・休業中の練習や合宿等には、技術指導等を目的として学外者が参加する機会もあると思われます。学生のみで解決困難な問題が起こった際には、問題の大小にかかわらず、すぐに顧問教員や各地区学生支援室（連絡先は、下部の連絡窓口を参照）に相談し、健全な活動ができるよう留意してください。

#### 3 闇バイトについて

昨今、大学生を含む若者が目先の利益を手に入れるため、SNS等から、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。

闇バイトは、単なるアルバイトなどではなく犯罪実行者の募集ですので、絶対に手を出さないでください。もし、「怪しいバイトに応募してしまったかもしれない」、「個人情報や搾取され脅されている」等、不安なことや困ったことがあれば、迷わずに警察や周囲（家族、大学（学内の相談先は下部相談を参照）等）に相談してください。

なお、本学ホームページの「日常生活における諸注意」のページにも闇バイトに関する注意喚起及び関連リンクを多数掲載していますので、ご覧ください。

#### 【警察の相談先】

- ・警視庁総合相談センター（相談内容に応じて相談窓口等を案内してくれます。）  
電話：#9110 又は 電話：03-3501-0110（代表）
- ・ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談係）  
電話：03-3580-4970

#### 4 交通ルールや交通マナーの遵守について

- ・交通事故の被害者や加害者にならないよう、交通ルールや交通マナーを遵守してください。
- ・なお、自転車は道路交通法上では「車両」に含まれ、ルールを守らず事故を起こせば加害者となり、自転車の運転者も責任を問われることとなります。
- ・2024年11月1日から道路交通法が改正され、特に自転車等による交通事故を防止することを目的に、自転車も道路交通法の罰則が適用されます。自転車等で道路等を通行する際は、道路交通法をよく理解し、違反となる行為を行わないようにしてください。

【2024年11月施行 道路交通法改正のポイント】

- ① 自転車の酒気帯び運転に対する罰則の新設  
酒気を帯びた状態で自転車を運転する行為などが新たに刑事罰の対象となります
- ② 自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止・罰則化  
自転車の運転中にいわゆる「ながらスマホ」をすることが禁止され、罰則の対象となります
- ③ 原動機付自転車等の「運転」の明確化  
原動機付自転車の「運転」の定義に、「ペダルその他の人の力により走行させることができる装置を用いて走行させる場合」が含まれることが明確化されます

## 5 飲酒及び薬物使用について

**注！ 未成年者の飲酒は法律で禁止されています。飲ませた人も責任を問われます。**

＜禁止行為＞

イッキ飲みなどの危険行為、飲めない人への無理強い、飲酒運転（自転車を含む）等

＜気を付けること＞

- ・自分の適量を知り、度を超さない
- ・体調が悪いときには、無理せず飲酒をしない（又は控える）

**注！ 薬物は所持しているだけで罰せられます。**

＜禁止行為＞

- ・薬物の使用・所持

薬物の使用は、心身へ悪影響を及ぼすことはもちろんのこと、犯罪行為として罰せられ、その後の人生を大きく変えてしまいます。誘惑や好奇心など一瞬の気の緩みで薬物に手を出さないよう、十分留意してください。

薬物の危険は意外なほど身近に迫っています。万が一、薬物を勧められた場合は、きっぱりと断ってください。

## 6 SNS等の適切な利用について

LINE や Instagram、X、Facebook 等の SNS を含むソーシャルメディアは、コミュニケーションを取るのに非常に便利な反面、不適切な情報発信で思わぬトラブルに巻き込まれる場合や他人を傷つけてしまう場合があります。それにより、悪意の有無にかかわらず「法的な処罰」が課せられることもあります。

今後の人生に、重大な負の影響を与える恐れもありますので、ソーシャルメディアの特性を理解して適切に利用するよう留意してください。

## 7 詐欺メール（フィッシング詐欺）及び個人情報等の管理について

海外から、本物のメール（企業アカウント）に酷似した詐欺メール（Gmail の個人アカウント）により論文投稿料に関する請求書が届き、偽の預貯金口座（不正口座）への入金を誘導する事案、また、自身の個人情報を他人に伝えたことにより、本人が意図しない形で個人情報が不正に利用される事案が過去に発生しています。

身に覚えのないメールを受け取ったら慎重に判断し、安易に URL をクリックしたり、添付ファイルを開いたりせず、求められても安易に個人情報を提供しないよう、十分ご注意ください。

## 8 カルト系団体等への勧誘について

カルト系団体等に関して、自分には関係ないと感じている学生が多いかと思いますが、多くのカルト系団体等は、大学の内外や SNS 上で、普通のサークルやボランティア団体を装い、巧妙な手段で学生をマインド・コントロールし、取り込みます。カルト系団体等に入会してしまうと自身だけでなく、友人や家族をも巻き込み、人間関係・大学生活を壊すことにもなりかねません。

以下のことに注意し、被害に遭わないように心がけてください。

- ・個人情報をむやみに他人に教えない
- ・怪しいと思う場合は友人、家族、大学に相談する
- ・強い意志を持って断る

なお、信教の自由は保障されており、特定の団体を誹謗するものではありません。

## 9 海外渡航について

海外に渡航する場合は、必ず「[海外渡航を予定している皆様へ](#)」を確認してください。

### 【連絡窓口】

事件・事故に遭遇した場合、その他ご不明の点がある場合は下記へ連絡してください

所属	窓口（平日 8:30~17:15）	窓口（土日祝・夜間 17:15~翌 8:30）
農学部（府）	学生生活係 TEL:042-367-5579	府中地区（宿直室） TEL: 042-367-5664
連合農学研究科	大学院係 TEL:042-367-5670	
工学部（府）	学生生活係 TEL:042-388-7011	小金井地区（守衛所） TEL: 042-388-7007
BASE	学務係 TEL:042-388-7217	

※国外からは国番号+81 を押したあと市外局番 42-にお掛けください。

（例）国内：042-388-7011 国外：+81-42-388-7011